

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第5回）要点記録

平成17年3月27日（日）

於：光が丘地区区民館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と、「向山保育園」は「向山」と、「石神井町つつじ保育園」は「つつじ」と表記する。

司会 開会する。

（保護者側委員自己紹介）

司会 本日の協議会は、運営規定の2番、協議会開催についてのこの協議会開催日時についてのただし書き、前項について緊急かつ重要な案件として保護者の要請があれば開催できるものとするという規定に沿って開催されている。だから資料の扱いも緊急なので、ふだんと違うことになる。今回は司会のほうで、議題を立てるための資料が全然なかったので立てられていない。双方で順次進めてほしい。

保護者 前回の協議会で協議するスケジュール、4月10日までにどういう話をするのかというところを提示願うことにしていた。まずそこからお願いしたい。

課長 机上に配付させていただいた資料をご覧いただきたい。前回、司会からプロポーザル応募要領と協議項目の関連がよくわかる資料というご要望があった。要望していたイメージと合っているかはわからないが、プロポーザル応募要領を策定するまでにやらなければいけないということで、「職員配置」「職員育成」「事業形態」「事業実施形体」「引継体制」「保育の内容」、それぞれがプロポーザルのどこに該当するのかを含めて示させていただいた。前回、職員配置を協議したが、要領では職員数と職員配置もということになる。それから、その職員数等の前のプロポーザル12番の（6）というところでも「業務委託開始期日までに研修等事前準備を行い配置すること」として、プロポーザルの案では職員規定に該当している。

15番で提出書類について記載をしている。が保育園運営に関する基本的事項ということで、16)で「職員配置の考え方」を出していただく。その中身については採用方法、資格、経験、雇用形態、賃金体系、研修体制、健康管理という部分の提出書類を整理して出してもらうところが、プロポーザル応募要領のところに関連している。事業形態については、協議項目の中に入っていなかったという話があったが、募集要領の2番の参加資格で、「認可保育所を運営している法人」としている。

3番の事業実績・経営状態、応募要領では法人に対して決算書等の提出書類を課している。これは提出書類15の（3）の「法人の決算書等」ということで、直近3年間の決算書、決算に関する財務諸表、納税証明書、事業経歴・実績。代表者の履歴、役員名簿、社員の構成（保育士については平均年齢、平均勤続年数）、事業者の概要について出していただく。それから現在運営している施設及び事業に関

する資料、それから「認可保育所の施設調書」、都の「指導検査の結果」。「第三者評価結果または利用者アンケート結果」は、実施している場合には出していただく。

引継体制は、応募要領の「準備委託の考え方」で関連してくる。事業者に運營業務委託への円滑な移行ができるように、準備委託に当たってどういうふうに配慮をするのか、人を配置するのか、そういう部分についてまとめて出してもらう。保育内容については、まずは基本の保育時間についてプロポーザル募集をするときに、基本保育時間をどうするか。それは7というところを出ている。応募要領12のところ「運營業務委託に当たっての保育サービス等の条件」で、延長保育、一時保育、休日保育、年末保育の特別保育事業について、どういうサービスを実施、拡大するのかというところで規定をしており、この部分が関連をする。

提出書類の中で特別保育、15番の(3)の 保育園運営に関する基本的事項ということで、基本保育の保育方針とそれに基づく年間保育計画や指導計画というのを出していただく。障害児保育については6)で「障害児保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方」、延長保育も同じく「延長保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方」、それから一時保育も休日保育も同じだ。事業者に対して考え方を出していただくというところが、協議項目とプロポーザル応募要領の考えということになる。

保護者 あとは4月11日にこちらがプロポーザルをやれるという中身の話だが、具体的にどういう項目をやればプロポーザルをできるのかという設定を示してほしい。恐らく2月22日に配られたスケジュールについて項目がずらっと並んでいるところだと思うが、そこら辺をもう一回再審議したい。

課長 2月22日の「当面の協議会スケジュール(区案)」という表のうちの、3月5日、3月19日とふってあるところである。このうち、運営委員会と第三者評価は後日でもよいというのが私どもの判断である。後で加わった事業形態の話がある。私どもはそこまで考えている。

保護者 4月11日までに1週間のスケジュールで行うと、あと3回しかない。対策委員会の方でもある程度精査して、これを全部やっていくのが本当にプロポーザル要領に照らして有効なものになるのかどうか考えた。例えば選定基準に回しても可能な要項もないのかどうなのか。本来そちらがやることだと思うが、こちらである程度絞った。それについて、こちらから提案するので、協議したい。

部長 先ほど課長が言った2月22日に示したスケジュールの中で、とりわけプロポーザル公募開始前の協議項目ということで話させていただいた。協議細目の順番は、皆様のほうから優先順位が高いということで示していただいたものを準用した形になっている。そういう意味では、公募前に皆様の意見を聞きたいという項目については提案している中身で、ぜひ協議願いたい。基本的には今ご発言されたように、選定基準を議論する中で今申し上げた協議細目については協議をしていくのが一番いいと思っている。そういう中では現実的に日程がまとまっている中で、具体的な協議の項目の提案をいただけるということで、大変ありがたいと思っている。

司会 では、項目を挙げてほしい。

保護者 まず本日については、「プロポーザル募集要領の参加資格」、「職員育成」、「契約期間」の部分である。加えて募集要領から離れるが、「リスクヘッジ」がある。要は事業者が倒産してしまった場合、それから契約不履行という状況に陥った場合、それをどのように回避していくかだ。それから次回4月2日になると思うが、「第三者評価」、「選定委員会の構成」、「委託スケジュールの再構成」について集中的に議論したいと考えている。4月9日については、ここは予備日としたい。やらないというわけではなく、予備日ということで、本日と2日の議論で議論し尽くせない部分、もし2日までで今言ったことが協議できたとしても、9日についてはまた違うことを話し合い、今後に当たっては完璧な形を期していただきたいと考えている。いかがか。

課長 皆様が提案いただいたものに従ってやっていきたいと思う。今提示された部分について意見をいただき、私どもはそれについてどういう状況か、また私どもの考え方というのをやりとりさせていただき、現実的な部分でどう対応できるのか、募集要領の中にどう盛り込めるのか、というところがつり合うとありがたいと思う。

司会 では、始める。まず第1、参加資格について保護者側から提案願いたい。

保護者 参加資格について、現行の区案では、「認可保育所を運営している法人」ということだ。ここについて、父母側としては、「第三者評価実施済みの法人」であることという条項と、公募段階で「複数園を運営していること」、この2点をつけ加えていただきたい。複数園運営していることについては、職員配置のところで現役保育士を数多く配置してほしいと言ってきた。また経験豊かな保育士を配置してほしいという保護者の希望もあり、そういったことも含むと複数園運営しているところが、現実的には可能な体制を持っているという思いから、この条件を希望した。

課長 1つずつやりとりをしていく形でよいか。

司会 結構である。

課長 私どもも応募要領に第三者評価結果と利用者アンケート結果ということで、提出書類の中で、実施をしている場合には必ず出してほしいという形で配っている。提案ですと、必ず実施済みの法人でなければということだと思う。それは非常に大事なことだと思うが、状況からいうと、第三者評価は平成14年に試行があって、15年、16年、17年と今3年目になる。法人の全部が受けているわけではない。かなり大きな法人でもまだ実施をしていないところもある。区内の私立保育園でいっても、今のところ受けているところはまだない。必ず第三者評価を受けているということであると、相当絞られて、狭くなるということが事実かなと思っている。

あと1点、法人そのものでなく、法人が運営している保育園が第三者評価を既に実施済みのところという解釈でよいか。第三者評価制度が実績を積んで、ある程度の法人が受ける状況になれば、本当に必至の話になると思う。まだ制度ができて3年目なので、必至にしてしまうと困難な状況になってしまう。区としても第三者評価は大事だから、それを受けているか、受けていないかということは一つの大きな選定のポイントにはなる。その結果どういう評価を受けたのか、それもまた選定の際のポイントになる。受けていれば、事業者に対して資料提出を求め、選定の資料

にしていくという考えだが、いかがか。

保護者 具体的な話に入る前に部長に確認したい。こちらから提案したこの話し合いの内容、スケジュールについて、区側としてこれでいいかどうか。それから追加の項目がないかどうか。それについて、まずご意見を伺いたい。

部長 区として、例えばリスクヘッジについては、応募要領の中であえてとは思っていない。先ほども応募要領とはちょっと離れるという発言もあった。ただ、ここに入るということは、それなりの皆様の思いがあるということで受けとめさせていただく。参加資格等、職員育成、これについては、私どもがとりわけ公募要領を策定する際に重要だということで、先ほども課長が示させていただいた項目だから、幾つかある重要項目の中で保護者の皆様から、こういう形で出されたことに対して、私どもとしては結構であると思っている。

4月2日の件も、選定委員会の構成については、選定前までに行えばいいという思いはあるが、できるだけ早く準備・体制作りについてお互いに了解できるものから了解をしたいという、これも皆様の思いだろうと受けとめるので、結構である。

保護者 本日追加の項目はないか。議論の中で追加の項目が発生した場合は、お互い合意の上でやっていくということにする。

保護者 今の課長の話は理解できる部分はあるが、募集要領の法人からの提出書類という項目の中で5ページの上から9)「認可保育所施設調書」、10)「東京都保育所指導検査結果」とあるが、ちょっとわからないので、どういうものが教えてほしい。

区委員 「認可保育所施設調書」というのは、1年に1回都が全認可保育所に対して義務づけている調書で、そこにはどういう保育士が働いているか、どういう運営をしているのか、かなり膨大な、回答するのもにも手間隙かかるような資料があり、都の実施要綱に基づいて調べている調書だ。これは法人が書く。

「東京都保育所指導検査結果」というのは、都が2年に1回、いろいろ問題があるところは年に1回、3年に1回というところもあるが、認可保育所に対して、立ち入り調査をする。そのとき帳簿類や児童表も見て、どんな昼食を出しているのか、それから調理室にも入る。実際に立ち入りして施設長ないしは設置者の同席を求めて検査する。その検査内容については都の福祉保健局のホームページに出ていると思う。

司会 結局、今のお話だとプロポーザルの募集要領について第三者評価実施済みの法人であるということをやろうことはちょっと難しいという返答か。

課長 私どもは厳しいと思っている。限られた、本当に絞り込まれた法人しかとれないという形になる。ここで、ふるいにかけてなくてもいいと思う。区内の私立保育園を見ても、制度ができてからまだ2年だから、全くゼロという状況だ。区内の私立保育園も半分ぐらい受けているという話であれば、もうよろしいかと思うが、今の状況だと厳しいと思う。選定のポイントのところでは受けているか、受けていないか、受けた結果はどうなのかというところを見ていく方が現実的と思っている。

保護者 なぜ今、9)と10)の施設調書と指導検査結果がどういうものかと聞いたのは、要は第三者評価、今課長が半分にも満たないと述べているところが、かえって間口を狭くする可能性もあるという発言だったので、この9)と10)がそれにかわるも

のとしての役割を果たすのかなと思って、聞いた。保護者側の結論というか、現状としてはよくわかったが、第三者評価実施済みの法人であるという文言を入れなくていいと言う前に、この認可保育所施設調書、東京都保育所指導検査結果、これがもしあるなら、次回に見せていただきたい。

保護者 どういった項目をやっているのかがわかればいい。

課長 それは出せる。

司会 次回前までに出していただけるなら出していただきたい。次の協議会のときにもらっても間に合わない。

課長 なるべく早く提出する方がよいか。

保護者 我々としても、その中身を見て問題ないと判断すれば、第三者評価を実施済みの法人であることという文言についてはこだわらないつもりだ。この項目については次回に保留させてもらえればありがたい。

司会 10)の東京都保育所指導検査結果を必要な書類とするということは、東京都で認可保育園をやっているところに限るということか。

課長 そうだ。

司会 埼玉でやっている事業者は東京都に出せない。だから埼玉の業者は受けさせないということになる

課長 他府県にも同じような指導検査があると思う。他県でもそういう指導検査をやっていれば、同様のものを提出してもらえればいいと思っているが、確認をする。9)、10)の提出のときまでに確認して一緒に報告する。それでよろしいか。

司会 よろしいか。

保護者 了解。

司会 では、公募時点で複数園を運営しているという条件はいかがか。

課長 区としても、それだけの体力があり、人材を確保できるという条件が整っているということで、そういう法人を期待しているわけであり、同感である。確認だが、複数園の複数は認可保育園に限らずに、ほかの保育園でよければ、区としても現実的な部分としてプロポーザルに入れてもいいと思う。

司会 保護者側はどうか。

保護者 保護者側としては、ここは認可保育園を複数園運営しているというところに、こだわらせていただきたい。

保護者 認可保育園ではないと、9)の認可保育所施設調書というのは当然出てこない、事業者が応募するときに区に提出されないということで、いいか。

課長 少なくとも一つは認可保育園を運営している法人だから、一つについては調書がある。それから都内だと、保育室であっても、認証保育所であっても東京都の立ち入り指導検査はある。であるから、立ち入り指導検査結果は見られる。ただ、施設調書の方は認可保育園だけだから、これと同じものはないという形になる。それにわかる認可施設の概要を記載しているものは、提出できる。

保護者 今の話で、どうも要領の内容とそちらがやりたいことというのは何か矛盾している気がする。東京都の保育所の検査結果を持ってこいというのがある。これは東京都の法人しか出せない話だ。あと今9)番のところでは認可保育所の施設調書を持

ってきて、ということが書いてある。これを見ると東京都で認可保育園を運営しているところという部分になるが、そこら辺をどう考えているのか。そういう考えだったらそれでいいが。

課長 私どものイメージとして一番想定される、来てほしいなというところは、都内で認可保育所をやっている事業者であれば、一応23区内にある状況もわかっているし、よろしいかなというイメージはある。ただ、民間保育所施設調書は認可保育園をやっていれば、施設調書はほかの県で認可保育園をやっても出て、それが調書としてはあるはずである。

保護者 確認だが、9)番は全国のものなのか。

保護者 これは、こちらが出したわけではない。そういういい加減な募集要領を出したということか。例えば9)番も今全国かどうか確認できない。10)番、東京都という場合だって、東京都をイメージする、それは構わないが、当然近県からの応募もあるわけで、ここはちょっと行けば埼玉だ。そうしたら同等のものがあるか、近県で確認して、他県の場合はこういうものがあるという、同等のものというのを書いておいて、またそちらへその後確認する。ここではこれがあり、ここではこれがあると、そこまで調べて出すのが区の義務だ。こんないい加減なことでやるのか。

保護者 その前に確認させてほしい。プロポーザル公募は全国公募か。それとも近県だけの公募か。どういう形ですなのか。2週間だから、かなり期間短い。前回の有識者の話にもあったが、2カ月かけて公募をかけているということもある。実際2週間というのと、どのようにお考えなのか、答えてもらいたい。

課長 公募についてはインターネットでも、4月11日に公表をするという予定だ。応募期間が短いから、東京、他府県でいろいろ事業をやられている法人に対しても対象にしていく。

保護者 全国か。

課長 全国も北海道、九州とまではいかないが、近県については対象にする。

保護者 まだ決まっていないのか。

保護者 いつちゃんと決めるつもりか。

保護者 ちょっとイメージができなさ過ぎていないか。

保護者 何か伺っていると4月11日に出せないかと思う。

保護者 具体的なことを言わせていただくと、選定の段階でそれを切るということであれば、選定基準は大体それが出てくるわけだ。近県の事業者であればポイントを高くするとか、見ると、そういうところがない。人材の確保とか、そういう面で他県が必要というようなことが今の選定基準の中に出てこない。そういう意味で、4月11日に出せないのではないかという印象を我々はちょっと持つてしまう。

保護者 細かいことだが、東京都保育所指導検査結果のところ、直近2年分とある。先ほどの区委員の話だと、2年に1回だ。事業を手広くやっているところは年1回やっていると言っていたか。

保護者 いや、問題があるところだと年1回ということもある。場合によっては3年に1回となる。

保護者 場合によっては3年に1回。問題がなければいほど少ない。そうすると問題が

ないところは出さなくてもいいという。問題がなくて3年間やっていないと、直近2年分だったら出さなくていいという話にもなりかねない。

保護者 出せない。ないんだから。

保護者 今言っているのは、直近2年分だから3年前に受けたところは、この書類が出せないということだ。問題がなくて3年間こういう調査を受けずに済んできた業者は直近2年分だから、書類がないから提出しようがないということだ。

保護者 2回分ということならわかる。

課長 直近2年分は、過去2回分と訂正させていただくということでよいか。

保護者 まだその項目には「東京都」の問題もある。そんな簡単に変えられるのか。

保護者 すぐ修正すると軽く言っているが、本当に大丈夫なのか。

司会 今の話のレベルでいえば、課長が言っている認可保育園1園と、もう一つ無認可でもいいからやっている事業者と、認可保育園を2つやっているところの違いが、どの程度の違いなのか、区の側でイメージできているのかというのが、よくわからない。先ほどの第三者評価の話は確かに話としてはわかる話だったが、今回なんでそんな認可、無認可にこだわるだけの根拠はあるのか。細部のイメージのなさを見せられると説得力がなくて、何を言っているのかわからないということになるので、もう少ししっかりイメージを固めて話してもらいたい。

課長 認可保育所を何園も持って運営している法人は少ない。認可保育所を1つ持っているが、認証保育所は5つ、6つやっている、そういう法人が多い傾向だ。

司会 認可保育園をやっている、無認可をやっているところというのは、どういうところなのか。事業者として、どうして認可をとらないのか。認可とっている園を運営するだけの体力があるんだから、無認可のままにするよりも、認可とった方が普通だったら当然のような気がする。どうしてそこは無認可のままにするのか。

課長 無認可のままにするということではなくて、施設の規模とか、立地条件、事業展開をしている施設の規模とか、そういう部分で認可に至らないというところがある。例えば今東京都で進めている認証保育所の関係だと、駅前基本型だから駅から5分以内の、改札から5分以内という規定があるので、なかなか広い施設はないわけだから、30人定員ぐらいで、認可保育園を展開するという施設条件にはなかなか得ない。ただ、そういう一方で、ある程度立地条件、一定施設条件が整ったところは認可保育園として運営している。そういう認証保育所は幾つか都内のところで展開をしている法人もある。そういうことをあわせると、かなりの人材を確保している事業者は都内には、いると思っている。認可保育園だけを3つも4つもというところは、かなり資産的にも土地・建物等なかなか難しいから、自分の法人が持っているのはなかなか厳しいと思う。

司会 わかった。

保護者 今、参加資格の複数園の話をしている。ここの9)番、10)番、11)番、問題が出てきているので、この議論は時間ばかりかかっているの、一回持ち返ってよく精査してきていただきたい。ここは別途議論ということで、今度の議題とする。

課長 9)、10)については資料として提出するので、合わせて整理する。

保護者 資料もいいが、考え方だ。ビジョンがあって、こういうのが出るはずだ。

部長 私どもは認可保育所を運営している法人ということで、それ以外の要件はつけなかった。したがって場所的には全国、ホームページを含めて発信する。それを応募として受けるという考え方だ。そこで、東京都保育所指導検査結果、ここは矛盾するという指摘をいただいた。確かにそのとおりだ。この東京都という部分については、私としては削除をして、しかるべき行政機関の指導検査結果という形になろうかと思う。いずれにしても、今ご指摘いただいたので、改めて示させていただきたい。

保護者 削除ではなくて、私たちが望んでいるのは第三者による評価がなされている法人。要はその法人の体力、それから財務内容等々がプロポーザルに応募してきた段階で、選定委員によって選ばれるだけではなくて、事前にある程度の世の中からきっちり評価を受けているもの。そういった担保をしておきたいということだ。だから単純に削除ではなくて、別の手を入れるなり、第三者評価もしくは公募があった段階で評価をするなり、そういうことを考えていただきたい。

部長 よくわかる。私が削除と言ったのは、東京都という表現は明らかに矛盾している。皆さんから指摘されたとおりだと思うので、この東京都という表記だけ削らせていただきたいと申し上げた。今の趣旨はよくわかるので、その方向で検討させていただき、次回前には示させていただきたい。

保護者 それは、他府県も含めてどういう基準になっているか、確認の上でやるということでもいいか。

課長 そのとおりだ。他県についても確認をしてということである。ある程度客観性を持ったそういう評価、そういうものを提示して、それでプロポーザルの要件にしていくという趣旨だ。

保護者 今矛盾があると聞いたということと同時に、具体的イメージを持って、ある程度募集要領は出すものだとすることを指摘していると思う。例えば、東京都と書いてある。認可と書いてある。認可で東京都というイメージしているのは、それはそれでいい。今我々が認可に対して複数と出したら、複数は考えていない。なぜかというと、駅前で云々ということがあるから認可と無認可という業者が多いという。だから普通はこちらも提示して、こういうのは考えていないと言うべきだ。それがきちんとイメージできていれば、反論というか、答えられるはずだ。それが、ここまでいって「東京都削ります」、そういうことではないということだ。

例えば東京に限る、または東京を優先する。それはそれで、僕は一つの見識だと思う。それを書いてあって矛盾だ。全国でやる。だから削ると、そういう態度を一つは問題にしているということを誤解しないでほしい。だからもちろん東京で全国だから、近県についても調べる。それは当然だ。募集は全国と言っているのだから。ただ、それとは別に募集要領を出すに当たっても、それから今回矛盾、資料その他を集めていただくに当たっても、そちらの考えているビジョンをそういうところにも反映すべきだ。それを忘れないで資料等をそろえていただきたい。安易に削ればいいというものではない。

保護者 前回の有識者の話の中にも 市の最初の公募は全国対象でやり、東北からも応募があったが、遠距離だと無理があるということ踏まえて、次から関東に限って

の公募の仕方にしたということがある。ホームページ、インターネットに載せるから全国が対象だという、そういうちょっと滑っていくようなイメージじゃなくて、もう少ししっかりイメージを絞り込んで、そのイメージをこの公募要領に反映させていくような形にしていきたい。

保護者 認可保育所を数園運営している法人が望ましいということの絡みだが、先ほど課長が複数園を運営している事業者はなかなか少ないと言われた。認可と無認可というところがあるようだと聞いていたが、実際に認可保育所になっている法人が、名前は挙げなくていいが、何社あって、要は今区がイメージしているのは、実績として認可保育所を1園以上でも運営していれば参加できるというのが、そちらの条件だ。だから、では母数として認可保育所を1園以上運営している法人は例えば東京都内でいいから、何社あって、そのうち認可保育所として複数園を運営しているのが何社あって、認可保育所と無認可のところをやっているのが何社。要は数でちょっと見せてほしい。我々もそれを見て、これじゃ余りに間口を狭くし過ぎちゃうなと思えば、仕方がないと思わざるを得ないから、そこを数で見せてほしい。

司会 いかがか。

保護者 都内ということであれば、資料としてはあると思う。とりあえず東京都内で、認可保育園を運営している数を出す。都下も含めてということで、そちらの方は社会福祉法人が結構あるから、認可保育園を複数運営している法人の数ということで示す。整理して資料として提出させていただきたい。

司会 それぐらいの検討をしないと、条件にそれをつけるか、つかないかということが、どの程度のものであるのかということのイメージができない。  
ボードが満杯になったので、記録してほしい。

保護者 課長、今の時点で確認だ。もし複数園を運営している法人という文言を入れる上で、今の段階で、複数園を運営していて、最低でも認可保育園を1園運営していることならいいのか。要は何もないところから若干でも今何か合意したい。それを合意しておく、後の積み残しが明確になるからだ。全部含めて、またやるとなると、残り時間もない。そこだけはっきりしておけば、お互いにこれから進めやすい。

課長 最初は、認可保育園を1つでも運営しているという話だったが、皆さんから複数園という話が出た。私どもとしては複数という部分は、法人の雇用人材確保ということから見ても、応募要領の条件にしてもいいかなと思う。それが認可保育園に限るのか、無認可も含めるのかということところはちょっと実態を調査した上で母体の状況を見ていただいて判断と思う。

司会 そこについてだけ次回に持ち越しということで、お願いする。保留ということで、次回に回す。次、 の職員育成について、保護者側からお願いする。

保護者 職員育成についてだが、3月5日付の資料で保育園職員の研修について説明いただきたいのが一つである。こちらとしては、そこにも書いてあるが、職員育成については従前より区としては、これはあくまで区立保育園だと言っているの、入る事業者の保育士も見方によっては区の保育士と同等だという判断で、教育とか、横の連絡体制、保育士同士の情報交換的な部分、そういったものを今までと変わらない質及び量、その辺を確保できるように区としての手だてを講じてほしい。受ける

法人によっては、区の研修と同等のものはやっているんだよということもあるかもしれないが、とりあえず我々としては、今いただいている資料と同じだけのものは受けさせてあげるべきではないかなと考えている。特に障害児保育・乳児保育研修、この辺のところは非常に心配されている保護者も多い。この辺は分け隔てなくやるような形をとっていただきたいということが希望だ。

課長 3月5日の資料の説明をする。研修体系として集合研修と職場研修ある。職場研修は日常の職務遂行を通じて指導とか、そういう訓練を受けるという場合がある。保護者の発言は集合研修のほうで、きちっと専門知識なりの研鑽を同じようにできる機会がなければだめだろうという話かと思う。集合研修で、現在同一職務に従事している職員に対しては実務の専門家として、そういう専門知識とか、技能の向上を目指して職務の研修を行っているということである。それは、「乳児保育研修」、「障害児保育研修」、「保育士研修」、「栄養士調理実習」、「調理職員調理実習」、「用務職員研修」、「共同研修」である。共同研修は、現在23区の職員が共同で特別区職員研修所というところで、受けているものである。

また特別研修ということで、これはそれぞれ自分の自己研鑽の意欲、職員に対して幅広い知識を身につけてもらうということで、色々な講演会に関連する例えば保育の専門家を呼んで講演をしてもらうとか、それからこちらの方、イで書いてあるのは救急法とか、そういうものについての講習会。それから養護学校などの他の施設を見学するというものもある。それから、もう一つ障害児保育の担当者の実践交流会というのも区では行っている。今現在、区で行っているものについて挙げさせていただいた。乳児保育研修、障害児保育研修、区で実施するものについては、仕様書でその研修について義務づけていこうと思っている。

ただ、23区の共同研修は23区全部から来るので、希望者が少なくて席が空いていて聴講もいいという許可がおりれば、そこで職員研修等ができるかもしれない。いつもそういう状況ではないので、23区の共同研修は現実的に厳しいかと思う。現在、障害児保育の研修も区内の私立保育園も受けられるように、受講のお知らせをして、実際に来ていただいている私立保育園の保育士もいるので、区立保育園の委託している事業者ですから義務づけてもいいと思う。

保護者 実践交流会はいかがか。

課長 実践交流会も義務づけられる。

保護者 義務づけるというのは、区主催の研修会への参加を義務づけるということでしょうか。事業者独自の研修を義務づけるということではない、ということか。

課長 事業者は事業者で独自に大いに研修、研鑽をしてもらってよろしいが、区で行っている、乳児保育研修・障害児保育研修・実践交流会等については受講義務づけを仕様書でするということは可能である。

保護者 ちなみにどれぐらいやっているのか。毎年やっているのか。

課長 毎年やっている。

保護者 練馬区でやられているのは年1回か。

区委員 乳児保育研修ですと17年度の計画では5月9日から始めまして6月22日終了で、講義が10科目で30時間、保育園実習が4日間、研修を3日間、そのぐらいの規模で

毎年行っている。

保護者 それは同じ方が短期間ずっとやられるという意味か。

区委員 研修生はずっと同じということになる。あと障害児保育の研修では、これは夏期、9月中旬から12月上旬にかけてとなるが、講義につきましては15科目で44時間、それから施設見学、これは障害児関連の施設を研修生の希望で見学する。それから保育園での実習が3日間、研修が3日間だ。これは各園1名ずつの参加ということで、毎年行っていて両研修とも今年度で30回目となる。

保護者 課長に聞きたいが、今簡単に研修のスケジュールを教えてもらったが、今回9月委託開始だ。そちらの計画では6～8月を準備期間と言うが、要は4月から8月までに行われる研修について、どのように受けさせるつもりか。今は答えられないかもしれないが、次回でもいい。ここについて、どのようにやっていくか。準備委託期間6～8は全員がそろうわけではない。8月のある段階で全員がそろうということなので、例えば今障害児保育研修は9月からだと言っていたが、それならそこで受けさせればいい話だが、その4月、8月で行われている研修は受けられない、今年のこともあり得るわけだ。だから、そこについて区としてどのように対応していくか、その考え方を具体的にどうするのかというところを次回までにください。

保護者 9月以降は受けられると言ったが、実際に9月開始なので、例えば障害児保育の研修が終わるのが12月上旬ということは、それまでの期間どうするのかという当然問題になる。だから例えば9月から障害児研修が決まって研修を受けて、保育園に配属されたら12月になるわけだ。委託を9月って言っているけど、難しいところもあるような気がするし、そのあたりをどうするのかというのも含めて、いわゆる研修を受けていないまま一時的な委託がされてしまう状況が当然ある。

保護者 保護者は、研修を受けていないということを不足として強く感じているわけだ。今の委託スケジュールにおいては、研修が受けられないことが生じるし、研修を受けた人が12月ぐらいまでになってしまう。そういうのを不足として感じている。

保護者 研修をすればいいということではなく、一方的に9月委託開始するのであれば、当然対象となるものがあるから、経験者をもちろん持ってきて区の配置基準に基づいて経験者をきちんとそこに配置するというように職員配置の方に織り込んでいただきたい。その上で追加の研修をもちろんやっていただきたい。

課長 研修は毎年毎年、区では実施をして研鑽を積んで、能力向上を高めていくということだが、それまでこれは各法人が職員を募集し、育成をしてという部分で法人の職員が全く素人というわけではない。それまで経験がある方もいるし、前回経験年数についても、合意のある程度したところだ。そういうことで、9月からのそういう保育園の運営全体について、できるような体制をその時にはとってもらおうということで、6月から8月までの引き継ぎについては、区の区立保育園のそういう事業について引継ぎをしてもらう。もともと運営法人が採用する職員については、そういう保育園運営ができるような人材を持ってきて対応するわけだ。さらに9月以降区立保育園を委託されたということで、それ以降の障害児保育研修なり、翌年度乳児保育研修なりという部分は能力向上もあるし、区立保育園のレベルをもっともっと知ってもらうために受けてもらうということである。そういうプロポーザルの応

募要領で、ではどういうふうに条件づけてということがあろうかと思うが、今経験年数何年以上、何人とかという形にしてあるので、その中でいいと思っている。

保護者 それをやってくるはずだとか、業者もプロだから間違いなくやって来るだろうという前提条件に立つのはいかがなものか。公設民営と言っているのも、発注するのでも区だし、管理するのでも区だと思う。業者に後はよろしくという状態、やって来るはずだというような、それは乱暴な気がしてならない。どこかでこれはうたっておくべきだ。公募に入れるのか、例えば選定基準に入れるとか、すべきである。

課長 選定の段階で複数の保育士の経験だけではなくて、今までプラスこういう経験、こういう事業所でこういうことを経験してきた。こういう障害児保育についてもやっているというスタッフもそろえていけば、それは事業者側の非常にポイントになるかと思う。乳児についても受け入れている。経験年数何年以上という一般的なプロポーザルの応募要領の基準があるので、その中で具体的に経験の中身はこうだということが記載してあれば、選定の段階でももちろんポイントになってくると思う。

なかなかそこまで応募要領で記載をするというのは難しいかと思う。今、経験年数何年以上という形で、かなり高いレベルになっていると思っているので、今の状況でさらにプラスそういう経験もということであると厳しいかなと思う。選定の段階では、ポイントが高い判定になってくると思う。

保護者 何年間かこの業者がやるわけだ。その間に例えばそちらが示されているのは、6月から引継ぎをして、9月からだと言う。9月1日のときはそういう経験年数がある方がいるかもしれない。いつ、そういう方がやめていくかわからない。やめていき、業者の中では社員として今度新たな方が入ってくることが、当然想定される。保護者としては、やはりその辺は非常に不安に思う。選定のときには経験年数があるとしても、それはやはり一定期間というか、その業者がやるときは毎日、そういう方を配置しているというのは当然のことだ。だから我々は今申し上げているのは、この研修という意味をさっき課長が仕様書でうたうと言っていたが、その区の研修を受けてもらうためには、どこか募集要領にも必要だという気がする。今はそういうこと全然、文言がない。確認だが、仕様書がまた別にあるということか。

課長 具体的な選定後、契約書には仕様書をつける。どこまで細かくつけるかということで、いまの話は書けるかなと思う。

保護者 ちょっと2、3分時間いただく。これについて、こちらの意見をまとめる。

司会 その間、研修って結構長い期間、先生が抜けている。その抜けている穴はどうやって埋めているのかということについても示してほしい。1カ月近く1人いなくなる。

保護者 現状の対応がどうなっているかという話と、事業者によっては欠員が出るわけだ。研修に行っている間の欠員に対しての対応が十分にできるのかどうなのか。通常の保育ができる状態に人員配置ができていくかどうか。もしくはそれができないのであれば、区が援助できる体制をとるのかどうか。そういうことが、何らかの形でできるのか。もしくは金銭的に何かやるのか。我々としてはサービスとしての形を受けるわけだから、それが維持されるように何らかの制度がないといけない。

課長 研修はぶっ続けということではないが、合計すると結構な研修の期間がある。今

どうしているのかというと、新たに人を補充しているというわけではなくて、職場でカバーしてやっていただいている。

保護者 運用の中でカバーしているのか。

課長 そういうことだ。今の体制の中でだ。抜けた後、研修に行っている間はフリーの主任が補助で入るかというのは実際ある。新たな人をそこに配置するということはしていないので、現行の体制の中でやっているということである。では、法人になったときどうか。法人も今の職員体制以上の体制でやるということが条件であるので、その点、同じような形でフリーの保育士や主任もサポートできるという形になると思う。

司会 では、3分休憩する。

(休憩)

司会 では、再開する。

保護者 まず1点、現状の研修の部分である。そこについては仕様書に盛り込むことについては、我々も何ら異論はない。必ず仕様書に区主催の研修を義務づけるということで、規定していただきたい。あと1点、こちらの希望として、乳児及び障害児保育というものは区の基準にのっとっているからできると思う。募集要領にそれを遵守することみたいなどころをつけ加えてもらいたい。

保護者 経験者確保みたいな文言を1条加えてほしい。職員配置のところである。

司会 経験者を確保すること。具体的な文言はともかくとして、保護者側が求めているのは、障害児保育を経験している保育士を確保してほしいということだ。プロポーザルの要領にこれをうたってほしいということだ。

保護者 乳児はいいのか。

保護者 乳幼児はゼロ歳児保育をやっていれば、経験者ばかりだが、障害児保育については確かに特殊性がある。実際ここ14年間で光八に障害児がいなかったのは、たしか1年だけだったと思う。必ずいると思って間違いないので、やはり専門的に経験している人が入ることは必要ではないかということだ。

保護者 今、書いてもらっているところを一回ちょっとたたき台で出して、これを直しながら、最終的に盛り込むかどうか、それをやればいいのかと思う。

司会 保護者としては、その方向で修正していきたいということでもいいか。それについて区はどういう考えか。

課長 障害児保育について、区立保育園はどこも3名前後受けている、4名受けているところもある。もちろん区立保育園だから当然委託になっても障害児の方は常に受けていく。それから配置については、もちろん障害児の方がいた場合はそういう区の配置の形で事業者にも配置をしてもらおう。事業者の職員を同じ配置基準でやってもらうということは盛り込める。

司会 どこに盛り込めるのか。要領に盛り込めるということか。

課長 その辺のところは検討させていただいて、趣旨はよくわかる。

司会 対応したいということによいか。

課長 最終的に障害児保育の経験をプロポーザルにどういう形で盛り込むのかということころを保留させていただきたい。趣旨はよくわかるので、なるべく早く検討する。

司会 よろしいか、それで保護者側は。

保護者 では、3つ目も行った方がいい。

保護者 今、2つまで言わせてもらった。研修についてと募集要領の中で区の配置基準に基づいて障害児保育の経験者を確保の上配置するというのをに入れてほしい。あと3つ目の要求として、その障害児保育の経験者の具体的な基準、そこについて経験年数および人数という観点で、選定基準の中に盛り込みたいという、この3つの要求が今ある。

課長 3番目も障害児保育についてか。

保護者 そうだ。2番、3番は同じ内容に関することだ。

課長 選定基準に、障害児保育について具体的にということか。

保護者 そうだ。募集要領でまず触れて、選定基準で具体的な内容を精査する。1番の研修については、オーケーか。

保護者 それはオーケーだ。では次回議論ということになるのか。

課長 この選定基準については障害児保育に限る、そういったことか。

保護者 要は前回の議論の中に障害児保育についての言及がない。これに対してやはり一言入れておいた方がいい。

保護者 ここで2番、3番は障害児保育に関する事なので、どういうふうに縛るかということで、提案としては募集要領について、まず確保してほしいことに触れて、具体的な数字に関しては選定基準に盛り込みたいという話だ。

司会 同じ障害児保育の問題でレベルの問題だ。2番と3番、募集要領と選定基準は保留だ。次回に話し合う。次の契約期間について保護者側からお願いしたい。

保護者 契約期間については、今回は年度途中ということもあり、今年度については、7プラス3だったら10カ月ですね。そうすると理解している。ただ、来年度というか、18年度以降の契約について、もう一度またプロポーザルをするというようなことはおかしな話だと思う。恐らく更新という形になると思う。その際に保護者側の希望としては、3年ないしは6年といった長期の契約を望んでいる。なぜかという、当然、毎年毎年業者が変わって先生が変わるという、そういうことは当然嫌だというのが一つと、受ける事業者としても3年ですとか、6年の長期の契約であれば、その中で投資効果を考えると思う。仮に当初、今年については非常に職員配置基準が高いものがあり、集めるのにすごくお金がかかるというのも6年間トータルで見ると吸収しようというような考え方に立つこともできようかと思う。可能ならば複数年の契約を考えていただきたい。

当然その3年、6年というのは、契約を解除できる。解除規定も当然含んでいるので、法人がおかしなことをやれば当然契約解除というのは、これは当たり前のことだ。こういった業務委託の部分であれば債務負担行為とかを使えばやれるのではないかと保護者側は思っている。その辺どうか。

課長 契約期間について、経理用地課というところが所管だが、運営委託の場合やはり基本は1年であるという考え方を区としては持っている。なぜかという公平性等受注の機会を均等に与えるということで、基本は1年という考えだ。

保護者 行政としての都合は確かに言われるとおりかもしれない。ただ、保育の事業とい

うものを考えてみたときに、公平性よりも安定性の方を重要視すべきだと思うが、どうか。箱物、例えば体育館とかの管理を委託するわけではない。サービスの形が変わってはいけない。保育士の提供サービスの形が変わらないでほしい。

課長 今、私が申し上げたのは、区としての契約の考え方だ。保育は、まさしく継続性が大事だ。最初の契約期間ということで複数年できるかどうかは、今区としては実際にはそういう契約はしていないが、そこら辺は事業の性格からいって、あえてできるのかどうなのか。今までも継続の契約で何年という同じ事業者は何年間か契約している。それも単年度、単年度で契約をして、契約書自体は単年度ということで行っている。区として基本は1年だが、本当にそういうことができるのかどうなのか。実際に17年は18年3月末までの契約になると思いますけれども。

保護者 それは仕方がない。

部長 補足させていただく。先ほどのご発言は大変よくわかる。私どもも委託をする以上は、その委託事業者には責任を持って一定の期間は必ずいい保育をしてもらうための期間として設定をしてもらって、1年ということではなくて3年、5年そういうものを持っている。ただ、契約のあり方が問題というのは、なかなかうちだけで判断できない。そこでどうしたら、これが乗り越えられるかについて、思いは一緒なので、考えさせていただきたい。

一つは指定管理者制度というのは、よしあしは別として、これについては契約期間3年ないし5年ということが言われている。私どもも学童クラブを指定管理者制度で委託するが、仕様書の中に5年間の委託ということで、はっきりとうたっている。ただ、契約そのものは恐らく単年度契約にならざるを得ないということで、ただこの5年間という形をどうやって公に位置づけをして、その事業者は事業者として、その5年間は自分たちに任せられた、その責任は生じるという認識を持たせるような仕組みがとれるかどうか。預らせていただければありがたい。

今、皆さんからも、とりあえず17年度については、18年3月31日までの契約期間とせざるを得ないということをご了解をいただいているようなので、18年度以降の契約のあり方について、皆様の思いを受けとめながら検討させていただきたい。

保護者 手続き的な話をするならば、指定管理者制度自体ができると思う。逆に5年でも6年でも期間はいいわけだから、できる。だからその辺をやる方向は考えないのか。今回、指定管理者制度を考えなかったことは、何か変な話だ。複数年でお願いしたほうがいいと思う。別に単年度なら単年度ということで、契約はいい。ただ5年間、6年間お願いするとか、そういうのをはっきり公に明示してほしい。

保護者 今の契約のことを部長は一緒だと言ったけど違う。保護者は6年契約するというので、業者の意気込みを引き出したい。部長が言っているのは縛りたいという。意気込みではない。だから初期投資をしてでも大丈夫だという。

保護者 安定した状態できちんと計画を持ってやれる事業者が安定したサービスをきちんと提供してほしい、それだけだ。だから、その契約の形態とか、そういう内部的な調整は十分していただいて、最初のケースだから、できれば最初から複数年契約という形態に持っていけるように、部長よろしくお願いしたい。

部長 まずは内部的な調整な問題、自治法上の問題もあるので、その辺法律的な問題で

はないかどうか。また自治体としての契約のあり方として、議会にきちんと説明できるものなのかどうなのか。多面的にちょっと検討させていただかなければならない課題だろうと思っている。ただ、先ほどから申し上げているように、保護者の皆様の思い、これは基本的には私どもと変わらないと思っているので、どういう形でそれを打ち出すことができるのか。仮に契約の場面でできなくても、それを移し変える制度の問題もあるので、そういうものも引用しながら公の打ち出し方ができないかどうかも含めて検討させていただきたい。

司会 どうするのか。次回である程度の答をもらうのか。

保護者 契約の事務手続き的な問題で何年とかというのはあるとしても、今度やってもらう業者にどれくらい一定期間というのは、今どう考えられるのか。

課長 私どもとしては、その点、3年以上よければ本当に5年くらい考えている。業務委託契約なので、契約書そのものは1年契約になる。ただ、私どもとしてはそれは1年でやめてという業者を考えているわけではなくて、プロポーザルで応募していただいて、ふるいにかけて、それで選定する事業者ですから、なるべく長く継続的によっぽどのことがない限り皆さんからこういう支障があるよとか、というようなことはまた別だが、なるべく長くやっていただきたいと思っている。

保護者 結局業者としては口約束では嫌なんだ。要は問題がなければ更新する。それはわかるけど、部長課長が異動になって次の人が来て、「いや、おれは知らないよ。もう一回やり直すんだ」ともしかしたら言うかもしれない。業者としては、そう思って毎年毎年で計画していくのは嫌なはずだ。ですから5年なら5年という形で、何か文言をどこかにうたってほしい。契約としては1年更新かもしれない。だけど例えば仕様書の中とか、どこかに基本は5年間だ、いつからいつまで5年間。契約は毎年更新するものとするとか、そういう一文があれば、普通の業者は実質5年契約だなと考えるはずだ。

保護者 時間がかかるかもしれないと言うが、それはだめだ。甘いと思う。それはもう来週とか、次回とか、やはりそのぐらいのレベルで、ぜひ検討いただきたい。だから次回がだめであれば、いつまでやるのかという話だ。

保護者 それを盛り込むべきときというのがあるはずだ。それまでに間に合わないという意味がない。

保護者 僕は考えるのは9日の予備日、ここまでにははっきりさせておかないと、要は公募段階で業者がその辺までわかっていれば、また違う考え方をするかもしれない。その公開の仕方も含めて9日までにはどうするかというのは決めておきたい。

司会 最悪でも中間報告。

保護者 企業も中期計画3年だ。普通の経営の計画で3年。それで6年というのは、もちろん短期だが、6年ということはどうか

保護者 9日までに明確にしてほしいということに対していかがか。

部長 契約でできる、できないは、所管課と確認してお答えする。ただ、もし契約がだめだったとした場合、工夫して何らかで公にできないかということについては、できるだけ早期に検討はするが、9日の約束を今の段階でできるかわからない。

保護者 少なくとも次回進捗をお願いする。

司会 それでよろしいか。

保護者 了解。

司会 次の4番のリスクヘッジについて、保護者から願います。

保護者 倒産したときどうするのか。現状の募集要領の提出書類に財務諸表3年分の提出を求めているが、このご時勢だから、過去3年安定した経営状態だとしても、何か間違ってしまったとか、何かの拍子で倒産しないとも限らない。その中で履行保証保険。

(時間延長と保育の確認のための発言が続くので一部省略)

保護者 リスクヘッジ、倒産対策ということで、履行保証保険の加入を義務づける。履行保証保険というのは、こうした委託についてはあるはずだ。イメージとしては例えば契約期間中に10月の段階で業者がつぶれてしまったとする。では11月から残りの期間、少なくとも翌年の3月ぐらいまでの分については、委託料の残りの部分のお金が保険金として出てくる。そのお金を使って要は保育士に残ってもらってやるというようなイメージだ。委託について有名なのは、ボンド保険というのが通常あり、それを使うことが業務委託については通例になるはずだ。そこについてどうなのかということをお聞きしたい。

2つ目の現行水準を満たさない場合の措置について、区と保護者間で覚書を取り交わすというところで、もっと詳しいことについて、保護者側でこれをつくった。

(原案作成者が欠席なので) どういう思いでというところが、正直はっきり伝わらない部分があるかと思うので、ここは来週2日以降、原案作成者から説明させていただきたい。今日についてはこのリスクヘッジの履行保証保険のところまでとさせていただきます。

(議論の進め方について単発的な会話が続くので、一部省略)

司会 では、履行保証保険について、とにかく話を進める。そういう保護者の提案だが、どう受けとめているか。

課長 通常、区が運営委託をした場合、事業者にはボンド保険を義務づけてはいないと思う。ただ、工事請負の場合には保証会社をつけたりする形はしている。業務委託の場合に保証会社があるのかどうか、確認できていない。

保護者 受ける側の考え方によってどのように保証するかという部分もある。ただし、発注者として区が履行保証の考え方を、やり方はともかく、応募事業者から提案書の中に盛り込ませるべき項目だとは思う。そうすれば、履行保証について私の会社は倒産、あるいは経営が傾いた場合は保険を使ってこういう形でやるところもあるだろうし、系列会社があれば、契約のAという会社になりかわって業務を滞りなく運営していく、ところもあるだろう。その辺はどうか。

課長 確かに今の区の制度は、統一的な取り扱いではない。今後の社会状況もあり、現時点では事業者には履行保障の考え方、どう対応するのか、もし何かあったときには、保育の継続はどう考えているのかということからは、選定のときに一つの大きなポイントになると思う。事業者の体力といった部分でも問題になると思う。

保護者 募集要領の中で聞くことは可能か。その考え方とやり方を、実際そのときにどうするかを聞いてほしい。

課長 プロポーザルの中で、履行保証の考え方について提出させることは可能かと思う。

保護者 もちろん考え方も必要だが、具体的にどうするのかという対応を明確にしておいてほしい。それを明確にプロポーザルの中で出させることを求めてほしい。

課長 履行保証の考え方、具体的な対応策について出してもらおうということで、それに対する考え方や対応策の優劣は結構つくと思う。盛り込む形で考えていきたい。

保護者 その具体的なものを次回に公募要領の修正案として出してほしい。

司会 合意している部分も修正した形も合わせて出してほしい。

課長 では、次回に応募要領もいろいろ議論が進んで、この案と変わるところもあるので、次回にで私ども修正案ということで出させてほしい。

司会 読む時間もほしいので、次回の前に出してほしい。

課長 資料は次回が始まる前を目指してしたい。

司会 よいか、それで。

保護者 了解。

司会 では、履行保証についてはいいということか。

保護者 結構である。

司会 現行水準を満たさない場合について、保護者側は話できるか。

保護者 原案作成者ではないので、正確ではない部分もある。私が認識している範囲でお話する。こちらの現行水準、人員配置であるとか、これからやろうとしている中身があるが、その水準を満たない場合にどうするかということだ。区が出している保育の具体的な基準に対して、守れない部分が出てきたとき、区立としての責任を持つというところがあるから、区としてどういう措置をするのかという部分について具体的に保護者との間で話して、覚書を取り交わしたい、ということだ。

文書は、我々の希望としては、区長名での文書にしていきたい。もちろん公文書だから、責任を持って、文書の番号をつけて、それを履行するという出でして、効力をきちんと持っているというものであれば構わない。一応、希望としては区長が委託開始前にきちんと最後の約束をしていただきたい。具体的には、基準を満たさないときに事業者に対してどういう措置をするのか。退場してもらって区立に戻すのか。それは通常の区の職員を配置する保育園に戻すのか。別の事業者をすぐ手配するのか。それが年度の途中だったらどうするのかとか、そういったところの覚書について準備をしたいということだ。

僕らのイメージは 区の某保育園で、事業者に退場を求めている保護者がいるという。事業者の退場を求めても区長が応じないということで、事態が一切向上しない、改善しないと聞いている。次の混乱を引き起こすようなことはしたくない、混乱が混乱を呼ぶようなことはしたくない、そういう視点だ。

部長 趣旨説明ということで承った。プロポーザル公募、あるいは選定基準に盛り込み得なかった部分で極めて根幹に関わる部分というのは当然あるだろうと思っている。それについては、表現はどうかかわからないが、区と皆様との間で確認書なり覚書なりを交わす必要はあるだろうという印象を持っていた。今の発言では、それが現行水準を満たさない場合の措置ということに限定された形で出てきていたが、それらも含めて私どもでどの程度のものか、この辺については覚書みたいなものを出

すことについては基本的に了解するので、中身の問題を詰めていきたい。いつまでにそれをお互いに交わす必要があるのか、ぜひ今後詰めさせていただければありがたい。ただ、区長か、部長かという話があった。これは中身のレベルによるかと思っている。レベルというのは細かさだ。場合によっては区長の覚書と部長の覚書、2つあってもいいかとも思っている。それについてはもう少し趣旨をいただければと思う。私どももイメージを持ったものについて、次回提出する。

司会 保護者側に聞きたいが、これについてはどれぐらいのタイミング、時期的にどれぐらいのところで形が見えていけばいいというイメージがあるのか。

保護者 そこは次回話をさせていただきたい。

司会 それについて次回話すという。そういうことでよいか。

課長 了解する。

司会 それでは、きょう話すことはこれで終了したということによいか。

部長 私からぜひ保護者の皆様をお願いというか、こうしたいと思うことがある。前回職員配置の中で経験年数について合意した。私どもも、これについては当然守っていく。ただ、園長の25年という実務経験について、私どもも幾つかの事業者にその辺を確認したところ、この25年という基準はかえって園の運営上好ましくないのではないかという意見が逆に出てきて、私どもも一たん合意した内容だから、これを崩すことは全く考えていないが、ぜひご一考いただきたい。というのは、一つは25年以上の経験を有する園長ということになると、どうしてもかなり高齢の園長にならざるを得ないという懸念がある。園長の位置づけも、ほかの職員と決定的に違うところがあると思う。園長というのは、実務経験だけではない能力というのは当然必要になってくるわけで、例えば人事管理、あるいは保護者とのコミュニケーション能力、あるいはそもそもすぐれた保育理念を持っているかどうかとか、また人格的にどうなのかというところが問われる。また園の運営というのは、区立もそうだが、園長によって園の雰囲気とか、グレードが示される部分もある。その意味では園長の位置づけは非常に重いものがあると思っている。

その中でほかの職員と同じように、資格は25年の経験だけで設定をすると、逆に非常に高いハードルがゆえに、これをクリアしてきたら逆に言うとなかなか落としづらい。事業者で、25年をクリアしようと思うと、多分60歳以上の経験を持った園長をどこからか探してくるか、それとも、ある意味では園長能力に多少欠けていても年数さえクリアした者をとにかく配置するとか、そのようなことが懸念として出てくると思っている。

私どもとしては、この25年という年限を値切ろうとは全然考えていない。これが逆に足かせになって、園運営の一番かなめのところが逆に下がってしまうことになりかねない、このような懸念を持っている。主任以下は全く変えるつもりはないし、園長の25年はこれで結構だ。ただ、25年と同等の経歴、識見、能力、これらを有すると認められる者というようなところの一文を入れられないものかどうか。この辺のところをぜひ検討いただければありがたい。

保護者 その辺の難しいことはわからない。25年プラスそういうところを追加させてほしいという話か。

部長 25年以上のキャリア、もしくはそれと同等の識見、能力、経歴、これを有する者というような一文を加えていただきたい、というお願いである。

保護者 よくわからない。私たちが25年としたのも6年4クールとしたのと、現状がそれくらいだからだ。部長は、今の光八が、この辺に関して何か問題があると思っているとしか聞こえない。

部長 けして、そんなふうに思って申し上げてはいない。例えば事業者の立場で25年、これをクリアしようと思って応募しようとする、25年という数字だけをクリアすればいいと思ってしまう。園長は、当然、キャリアは重要だと思うが、それ以外に先ほど言ったように識見、能力、そういうものも必要だ。だから、それらをすべて備えている人がたまたま25年の要件に満たなくても、同列に扱って判定するという形がとれないかという意味である。

保護者 どう選定するのか。具体的ではない。

保護者 それかわからない。それができないから、私たちは数字しか持っていないから、そういう提案をした。それに合意している。それが出ないところでやりたいと言っているのか。

部長 そういう一文をつけることが、せっかく25年と設定したことをないがしろにするとか、あるいは結果としてそれが守られなくなってしまう、という不安はわかる。そういう経歴、能力、あるいは識見という、抽象的なものはなかなか判定しづらく、選定委員の主観にゆだねられ過ぎてしまう、と思うのもわかる。私どもとして申し上げられるのは、当然園長がやはり特別な職であるという前提で申し上げている話だから、例えばプロポーザルをしてプレゼンテーションをさせるが、その際にその園長候補者を必ず出席をさせて、皆様にもその園長候補者を見てもらうとか、そういう対応をきちんと公募要領の中で位置づけをすとか、客観性ということからするとなかなか難しいかもしれないが、そういう調査、手続きをあえて入れるということで、いかがかと思っている。

保護者 提案については、きょうのこの時間の中で判断するのは無理だ。次回の中で回答をさせていただきたい。見識、能力、その人のやる気、どのようなビジョンを持って保育に取り組もうとしているか、そういうところまで踏み込んだ判断が必要になると思うが、残念ながら保護者は保育の専門家ではない。その部分も含めて判断できる人がいて初めてわかる内容だと思う。そういう見地からもう一度話をさせていただきたい。

部長 結構だ。冒頭、次回は選定委員会の構成もやるということだから、そういう部分にもかかわる部分だろうと思っているので、ご検討いただければありがたい。

司会 印象だが、25年同等という一文は文章としてはまずい。というのは、職員配置のところでは全部年数、そこはきちり守るわけだ。だからもう少し文章として何か考えてほしい。

部長 とりあえずの提案である。その辺は、私ども別にこだわっていない。趣旨として、園長の場合には経験年数だけで、それをクリアすればいいということではなかなか難しい。表現については、提案があれば取り入れていきたい。先ほどの一文は、絶対ということで提案しているわけではないので、よろしくお願ひしたい。

司会 わかった。では、次回にここについて触れるということによいか。

保護者 提案の趣旨は非常によくわかったが、1つひっかかるのは、これは前回で合意した件だ。今持ち出したときに、事業者が当たってきて云々という話があった。まずいいのではないかと、だれが言ってきたのか。

部長 違う。私どもの方で幾つかの事業者にあたった。この配置基準が非常に厳しいものだと申し上げました。この配置基準は合意をした内容だから守らせていただく。ただ、これによって事業者が公募に応じてこない懸念というものはあることも申し上げた。私どもとしても、それが非常に心配だったので、幾つかの事業者に対して抽象的な言い方だが、例えばこの場合にはどうかという言い方をした。

保護者 つまり事業者にこういうのはどう思うかということを知りたいということか。そのときに、25年というのはネックになるかもしれないという回答を得たということか。

部長 正式な回答ということではない。私どもも懸念をしていた内容、中身だった。幾つかの事業者も同じような認識を持っていたことを受けとめて、きょう皆様にも率直に申し上げたということだ。

保護者 では、もう一つ。こういう交渉自体は僕は悪いことではないと思う。ちなみに当たった事業者というのは、どう選定したのか。

部長 先ほど少し言ったが、これまでに私どものこの事業について関心を持って、例えばいつから公募が始まるのかというような問い合わせがあった事業者である。

司会 ちなみに何社か。

部長 3つだ。

保護者 たった3つなんだ。わかった。

司会 では、よいか。次回の日取りの候補を挙げてほしい。

課長 次回だが、4月2日土曜日で、場所は光が丘体育館を押さえている。

司会 これは特別なので、保護者側はそれでよいか。

保護者 14時から16時を基本ということをお願いしたい。

司会 次回第6回の協議会は4月2日、土曜日、光が丘体育館会議室にて、14時から16時の日程で行います。それを確認してきょうの協議会は終了させていただく。

保護者 あと一つ。全体的な話で一言申し上げたい。次回話す内容は、今回の積み残しと別に我々に提示したことだ。それで追加することは特にないと。それで、資料の出し方について今回も課題があって出てきたが、その課題となるなり方がお粗末だと思う。例えば先ほどの話に戻るが、これは内容ということではない。参加資格で複数園を運営していることとこののを我々が出した。そのときに認可はきついと、認可園複数と我々が出したことに対して、認可園複数はきついと。それで課長のお話で複数園、1園はやっているが残りは例えば無認可の場合が多いという話をされた。具体的な資料を今度ほしいと申し上げた。ただ、逆に言うと、我々の質問を想定して、いや、こういう資料によって認可は考えるが、複数はこういうのでだめだと、その場で我々を説得できるものをあらかじめ用意すべきだ。

司会 資料不足だということか。

保護者 用意できないのはなぜかという、ビジョンがないからだ。またはプロポーザルの募集要領の条件を出したときに、きちんと考えていけば、将棋ではないが封じ手

というのがあってしかるべきだ。そういう考え方だから、今の具体的な話でいうならば、複数園の件で、認可園とそうでない園の関係、当然それくらい考えないか。では複数園が必要だろうが待ってくれ、では実際にまず練馬区で調べてみよう、次は東京都で調べてみよう、やっぱり複数園は2園というに限られた業者か法人しかやっていないと。だから我々のプロポーザル募集要領では認可園を運営する業者としようという結論が出るのが当然だ。

司会　きょうお願いした認可保育園を母数にして、無認可をやっているところがどうなるかとか、それぐらいの資料を準備しておかないと、準備不足ではないかということだ。確かに日程的にきついわけだから、準備し過ぎてし過ぎることはないと思う。

課長　話の趣旨は十分よくわかる。

保護者　次回の積み残しとは別の話が出ているわけだから準備いただきたい。

司会　はっきり言って、きょういただいた資料は、僕のお願した資料の半分にも満たない。僕はプロポーザルのタイミングと事業者選定のタイミングと、そういうスケジュールに合わせて必要な、そのタイミングで話さなければいけない項目を立ててもらおうということをお願いした。プロポーザルだけでは不十分なのでよろしくお願したい。では、時間になったので、きょうの協議会は終了とする。